

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	64,000
計	64,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	17,375.2	非上場・非登録
計	17,375.2	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により、新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の内容  
（第9回無担保新株引受権付社債（平成14年1月16日発行））

区分	最近事業年度末現在 （平成16年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株引受権の残高（千円）	1,960	1,960
新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格（円）	70,000	17,500
資本組入額（円）	35,000	8,750

（注） 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

##### （第10回無担保新株引受権付社債（平成14年1月16日発行））

区分	最近事業年度末現在 （平成16年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成17年1月31日）
新株引受権の残高（千円）	8,400	8,400
新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格（円）	70,000	17,500
資本組入額（円）	35,000	8,750

（注）1．社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

2．本社債は、新株引受権証券を成功報酬型ワラントとして当社取締役役に役員報酬として支給する目的で発行しております。

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権  
(平成12年8月25日開催の臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123 (注)1、2	492 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,140 (注)2	13,785 (注)2、6
新株予約権の行使期間	平成14年1月1日から 平成18年12月31日まで	平成14年1月1日から 平成18年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,140 (注)2 資本組入額 27,570 (注)2	発行価格 13,785 (注)2、6 資本組入額 6,893 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入 その他の処分及び相続は 認めない。	新株引受権の譲渡、質入 その他の処分及び相続は 認めない。

- (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
2. 平成12年9月29日付の株式併合(10:1)、平成12年12月6日付の株式分割(1:3)、平成13年5月25日付の時価を下回る新株発行(株主割当増資)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
3. 権利を付与された者が、新株引受権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当該取締役又は監査役が任期満了により退任した場合及び従業員が定年により退職した場合は行使できるものとする。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各対象者に付与される新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数において行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

6. 平成16年12月25日付をもって普通株式1株を4株に分割しております。

(平成13年12月27日開催の定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55(注)1	220(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	17,500(注)5
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成17年12月31日まで	平成16年1月1日から 平成17年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 17,500 資本組入額 8,750 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入 その他の処分及び相続は 認めない。	新株引受権の譲渡、質入 その他の処分及び相続は 認めない。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 権利を付与された者が、新株引受権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当該取締役又は監査役が任期満了により退任した場合及び従業員が定年により退職した場合は行使できるものとする。

(2) その他の条件については、平成13年12月27日開催の定時株主総会決議及び同日の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結した新株引受権付与契約の定めによるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各対象者に付与される新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数において行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 平成16年12月25日付をもって普通株式1株を4株に分割しております。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権  
(平成14年12月25日開催の定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(個)	250	250
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250	1,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000	20,000(注)4
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成24年12月25日まで	平成17年1月1日から 平成24年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するに は取締役会の承認を要す る。	新株予約権を譲渡するに は取締役会の承認を要す る。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当該取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
  - (3) その他の条件については、平成14年12月25日開催の定時株主総会決議並びに平成14年12月26日開催の取締役会決議、平成15年4月25日開催の取締役会決議、平成15年8月26日開催の取締役会決議及び平成15年10月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 平成16年12月15日付をもって普通株式1株を4株に分割しております。

(平成15年12月25日開催の定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(個)	6	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6	24(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000	50,000(注)4
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成25年12月25日まで	平成17年1月1日から 平成25年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の業務遂行を支援する外部協力者であることとする。
  - (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
  - (3) その他の条件については、平成15年12月25日開催の定時株主総会決議及び同日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 平成16年12月25日付をもって普通株式1株を4株に分割しております。

(平成16年12月15日開催の定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	53
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	212(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	287,500(注)4
新株予約権の行使期間	-	平成18年12月16日から 平成26年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 287,500 資本組入額 143,750 (注)4
新株予約権の行使の条件	-	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
  - (3) その他の条件については、平成16年12月15日開催の定時株主総会決議、平成16年12月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4. 平成16年12月25日付をもって普通株式1株を4株に分割しております。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成11年11月30日 (注) 1	240	3,986	20,000	322,495	-	132,570
平成11年12月31日 (注) 2	320	4,306	23,800	346,295	-	132,570
平成12年3月25日 (注) 3	2,014	6,320	201,400	547,695	201,400	333,970
平成12年3月31日 (注) 4	620	6,940	44,500	592,195	-	333,970
平成12年9月29日 (注) 5	6,246	694	532,975	59,219	240,598	93,371
平成12年12月6日 (注) 6	1,388	2,082	-	59,219	-	93,371
平成13年5月25日 (注) 7	1,899	3,981	47,475	106,694	47,475	140,846
平成13年6月8日 (注) 8	8	3,989	618	107,312	633	141,480
平成13年6月27日 (注) 9	14	4,003	1,082	108,395	1,104	142,584
平成14年2月6日 (注) 10	10.8	4,013.8	1,499	109,894	1,529	144,114
平成15年12月13日 (注) 11	40	4,053.8	4,000	113,894	4,000	148,114
平成16年7月28日 (注) 12	270	4,323.8	27,000	140,894	27,000	175,114
平成16年12月20日 (注) 13	20	4,343.8	11,500	152,394	11,500	186,614
平成16年12月25日 (注) 14	13,031.4	17,375.2	-	152,394	-	186,614

(注) 1. 第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使100株

発行価格 65,000円

資本組入額 65,000円

行使者 堀内昭夫 100株

第5回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使100株

発行価格 75,000円

資本組入額 75,000円

行使者 堀内昭夫 100株

第8回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使40株

発行価格 150,000円

資本組入額 150,000円

行使者 堀内昭夫 40株

2. 第2回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使170株

発行価格 65,000円

資本組入額 65,000円

行使者 中澤正樹 170株

- 第 6 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使130株  
 発行価格 75,000円  
 資本組入額 75,000円  
 行使者 渋谷投資事業組合 130株
- 第 8 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使20株  
 発行価格 150,000円  
 資本組入額 150,000円  
 行使者 渋谷投資事業組合 20株
- 3 . 有償第三者割当 2,014株  
 発行価格 200,000円  
 資本組入額 100,000円  
 割当先 インテグラン株式会社
- 4 . 第 1 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使10株  
 発行価格 65,000円  
 資本組入額 65,000円  
 行使者 株式会社インタクト 10株
- 第 3 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使110株  
 発行価格 65,000円  
 資本組入額 65,000円  
 行使者 株式会社インタクト 20株  
 行使者 佐野明生 90株
- 第 4 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使80株  
 発行価格 65,000円  
 資本組入額 65,000円  
 行使者 佐野明生 80株
- 第 5 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使20株  
 発行価格 75,000円  
 資本組入額 75,000円  
 行使者 株式会社インタクト 20株
- 第 6 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使130株  
 発行価格 75,000円  
 資本組入額 75,000円  
 行使者 株式会社インタクト 30株  
 行使者 佐野明生 100株
- 第 7 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使270株  
 発行価格 75,000円  
 資本組入額 75,000円  
 行使者 株式会社インタクト 270株
- 5 . 株式併合 10 : 1
- 6 . 株式分割 1 : 3
- 7 . 有償株主割当 1 : 2  
 発行価格 50,000円  
 資本組入額 25,000円
- 8 . 第 5 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使 8 株  
 発行価格 154,596円  
 資本組入額 77,298円  
 行使者 朝日生命キャピタル 4 号投資事業組合 4 株  
 行使者 朝日生命キャピタル 1 号投資事業組合 4 株
- 9 . 第 6 回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使14株

- 発行価格 154,596円  
資本組入額 77,298円  
行使者 ニッセイ・キャピタル1号投資事業組合 14株
10. 第8回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使10.8株  
発行価格 277,665円  
資本組入額 138,832円  
行使者 IPFN投資事業組合 10.8株
11. 有償第三者割当 40株  
発行価格 200,000円  
資本組入額 100,000円  
割当先 取締役、監査役、CCS従業員持株会
12. 有償第三者割当 270株  
発行価格 200,000円  
資本組入額 100,000円  
割当先 取締役、CCS従業員持株会
13. 有償第三者割当 20株  
発行価格 1,150,000円  
資本組入額 575,000円  
割当先 伊藤忠エレクトロニクス株式会社、株式会社アルメックス
14. 株式分割 1 : 4

(4) 【所有者別状況】

平成17年1月31日現在

区分	株式の状況								端株の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等	外国法人 等のうち 個人	個人その他	計	
株主数 (人)	-	-	-	25	-	-	8	33	-
所有株式数 (株)	-	-	-	16,066	-	-	1,307	17,373	2.2
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	92.48	-	-	7.52	100.00	-

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成17年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,373	17,373	-
端株	2.2	-	-
発行済株式総数	17,375.2	-	-
総株主の議決権	-	17,373	-

## 【自己株式等】

平成17年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項に基づき新株引受権を付与方法及び商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりです。

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく株主総会の特別決議によるもの

決議年月日	平成12年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 従業員 17名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	450
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 割当担当者のうち3名分(40株相当分)は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成13年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 24名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	72
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 割当担当者のうち4名分(17株相当分)は、退職により権利を喪失しております。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく株主総会の特別決議によるもの

決議年月日	平成14年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5名 監査役 1名 従業員 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

決議年月日	平成15年12月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

決議年月日	平成16年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 2名 従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	53
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,150,000
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

### (1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

#### 【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

#### 【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、設立以来、事業基盤の構築と財務体質の強化のために、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図ってまいりました。そのため、現在に至るまで配当は実施しておりません。株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

内部留保につきましては、企業体質の強化及び積極的な事業展開に有効に活用していく所存であります。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	相浦 一成	昭和37年7月19日生	昭和61年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成12年4月 当社入社 平成12年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成15年12月 株式会社エムティーアイ取締役就任	820
取締役会長		熊谷 正寿	昭和38年7月17日生	平成3年5月 株式会社ボイスメディア(現グローバルメディアオンライン株式会社)代表取締役就任 平成8年12月 同社代表取締役社長就任 平成11年9月 株式会社まぐクリック代表取締役就任 平成12年4月 同社取締役就任(現任) 平成12年4月 パテント・インキュベーション・キャピタル株式会社代表取締役就任(現任) 平成12年6月 株式会社お名前ドットコム代表取締役就任(現任) 平成15年3月 グローバルメディアオンライン株式会社代表取締役会長兼社長就任(現任) 平成15年11月 インターネットナンバー株式会社代表取締役就任(現任) 平成16年9月 CCSホールディング株式会社代表取締役就任 平成16年12月 当社取締役会長就任(現任)	-
常務取締役	営業本部長	大橋 哲也	昭和37年3月2日生	昭和60年4月 株式会社ジェーシービー入社 平成10年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社入社 平成12年3月 株式会社ペイメント・ワン取締役就任 平成13年5月 株式会社ペイメント・ワン代表取締役最高執行責任者就任 平成16年12月 当社入社 常務取締役営業本部長就任(現任)	-
常務取締役	事業開発本部長	岩田 祐次	昭和39年12月27日生	昭和63年4月 株式会社丸井入社 平成7年11月 ブルースター株式会社入社 平成9年2月 当社入社 平成10年9月 当社営業部長 平成12年4月 当社事業企画部長兼営業部長 平成12年8月 当社取締役事業企画部長兼営業部長就任 平成13年12月 当社常務取締役就任 平成16年12月 当社常務取締役事業開発本部長就任(現任)	100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務取締役	経営企画室長	村松 竜	昭和45年4月8日生	平成6年4月 日本合同ファイナンス株式会社 (現株式会社ジャフコ)入社 平成11年12月 株式会社ペイメント・ワン 代表取締役就任 平成13年5月 株式会社ペイメント・ワン 代表取締役最高経営責任者就任 平成16年12月 当社入社 常務取締役経営企画室長就任(現任)	-
取締役	システム部長	谷口 秀晴	昭和43年2月17日生	平成5年4月 菱電商事株式会社入社 平成8年2月 当社入社 平成12年4月 当社システム部長 平成12年8月 当社取締役システム部長就任 (現任)	60
取締役		飯沼 孝壮	昭和42年1月7日生	平成2年11月 センチュリー監査法人(現新日本 監査法人)入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成12年4月 当社入社 平成12年6月 当社監査役就任 平成12年8月 当社取締役管理部長就任 平成14年1月 当社取締役公開準備室長 平成14年1月 税理士法人飯沼総合会計 社員 就任(現任) 平成15年11月 株式会社やまやコミュニケー ションズ監査役就任(現任) 平成16年1月 当社取締役公開準備担当(現任) 平成16年7月 株式会社食卓通販取締役就任 (現任)	140
常勤監査役		鈴木 章洋	昭和13年9月9日生	昭和36年4月 日本ナショナル金銭登録機株式 会社(現日本NCR株式会社)入社 昭和58年9月 日本シー・アンド・シーシステ ムズ株式会社(現株式会社 フューチャー・テクノロジー) 代表取締役社長就任 平成12年6月 同社相談役就任 平成12年12月 当社監査役就任(現任)	20
監査役		安田 昌史	昭和46年6月10日生	平成8年10月 センチュリー監査法人(現新日 本監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 インターキュー株式会社(現グ ローバルメディアオンライン株 式会社)入社 平成13年9月 同社経営戦略室長 平成14年3月 同社取締役就任 平成15年3月 同社グループ経営戦略担当兼IR 担当 同社常務取締役就任(現任) 平成16年3月 同社管理部門統括・グループ経 営戦略・IR担当(現任) 平成16年12月 当社監査役就任(現任)	-
計					1,140

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）を通じてより透明性のある経営を行っていく所存であります。

#### 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供及び、情報交換、権利行使の場であると認識しております。したがって、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築することを目的に、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましても種々工夫を重ねていく所存であります。

#### 取締役会

取締役会は、取締役7名と監査役2名で構成されており、毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行い基本事項について決定し、各取締役の職務の執行を監督しております。また、月次決算につきまして毎月1回の定例取締役会において、予算と実績の比較検討を行い迅速な経営判断に役立てております。

#### 監査役

当社は商法上の中会社であり、監査役の法定員数は1名ですが、2名選任し、取締役の業務執行の監視強化を図っております。また、監査役1名は社外監査役です。各監査役は取締役会に参加しております。

#### 内部監査

当社では、内部監査室は設置しておりませんが、内部監査部門としては管理部内にその役割を置いており、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しております。

#### 監査法人

証券取引法監査を担う会計監査人として新日本監査法人と監査契約を締結しております。

#### 役員報酬及び監査報酬

当事業年度（平成15年10月1日から平成16年9月30日まで）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

##### 役員報酬

取締役に支払った報酬	42,711千円
監査役に支払った報酬	2,760千円

##### 監査報酬

監査証明に係る報酬	2,760千円
-----------	---------